

データセンター 地域共生ガイドライン

特定非営利活動法人 日本データセンター協会

2026年5月 初版



目次

1. はじめに

ガイドラインの策定にあたって	2
----------------	---

2. 地域との共生のためにデータセンター事業者等が遵守すべき事項

① 地域との共生に係るコミュニケーション	3
② 地域説明時に留意すべき事項	5
③ 建築・運営における留意すべき事項	6

3. 近隣にお住いの皆様との関係で特に留意すべき事項

① データセンターが周辺の気温に与える影響	8
② データセンターの騒音	8
③ 地域の交通への影響	9
④ 景観や周辺の地価との関係	9
⑤ 危険物や火災・漏油等のリスク	10
⑥ データセンター内の機器から発生する電磁波	11
⑦ データセンターによる水の消費が環境に与える影響	12
⑧ 非常用発電機からの排煙（ばい煙・異臭）	13

4. 地域との共生に配慮した施策事例

5. 今後に向けて

【参考】データセンターの整備・運用に関する主要法令の概要

【参考】参考文献等

1 はじめに

ガイドラインの策定にあたって

データセンターは、インターネットサービスやクラウドサービス、行政システムなどの情報を保管・処理する施設であり、オンラインショッピング、動画配信、電子行政手続きなど、私たちの生活や社会活動を支える多くのデジタルサービスの基盤となっています。多くのデータセンター事業者やデータセンター開発事業者（以下「データセンター事業者等」という。）においては、こうした社会的使命を果たすため、高い信頼性と安全性の確保に向けた取り組みが進められております。

一方で、一部のデータセンター事業者等においては、環境や防災上の懸念等をめぐり、近隣にお住まいの皆様との関係が悪化するなどの問題が顕在化し始めています。データセンターは、建設後も長期間にわたり運営される施設であり、地域や近隣にお住まいの皆様の理解と信頼を得ながらその役割を果たしていくことが重要です。

こうした認識を踏まえ、データセンターの整備促進のあり方を「ワット・ビット連携官民懇談会」において、官民連携し議論を行ってきました。この懇談会において2025年6月に公表した『取りまとめ1.0』において、「データセンターの整備に当たっては、地域との共生は大前提であり、設置を進める事業者において、近隣にお住まいの皆様丁寧な説明の機会を設けるなど、適切な対応を進めていくことが重要」との方針が示されました。本方針に基づき、日本データセンター協会（以下「JDCC」という。）では、文献調査や数次にわたる有識者・専門家および自治体関係者との議論等を重ね、データセンター事業者等（小規模なビル内のデータセンター等を除く）を対象に、地域との共生の観点から地域の実情や特性を踏まえた対話や取り組みを実践する際に遵守すべき事項と参考事例等をまとめ、本ガイドラインを策定しました。

データセンターにはさまざまな規模、性能のものがあり、また、その立地場所の環境等の状況も異なります。長期にわたって、運用される中で、事情が変化することも考えられます。このため、本ガイドラインは、特定の取り組みのみをもって十分とする趣旨のものではなく、また特定の事項を一律に義務付けるものでもありません。

JDCCとしては、データセンター事業者等が既存の関係法令及び本ガイドライン等に基づき、データセンターの規模や周辺地域ごとの状況に応じた取り組みを継続的に実施し、地域と共生するデータセンターの整備・運用を進めることを期待しています。

2 地域との共生のために データセンター事業者等が遵守すべき事項

ここではデータセンターの建築運営に際し、地域の一員となる事業者として求められる取り組みについて記述します。ただし、データセンターが保有する設備等やその立地場所の環境等は千差万別であり、ここで記述することは、全ての事例やそれに対するアクションを網羅したものではありません。データセンター事業者等は、個々の状況に対応した事前・事後の環境配慮や地域との共生の観点から、地域の実情や特性を踏まえた対話等に取り組むことが強く求められます。

データセンター事業者等は、データセンターの立地検討段階で地域の自治体担当窓口へ、データセンター設置を検討していることを連絡報告するなど事前に確認を行い、条例等を遵守するとともに、特に条例等の定めがない場合であっても、地域との共生の考え方に基づいた環境配慮の取り組みを実践すべきです。

1 地域との共生に係るコミュニケーション

データセンター事業者等は、データセンター建築・運営にあたり「一元的な対話の窓口」を設け、地域にお住まいの皆様から寄せられるデータセンター建築・運営におけるご質問やご心配事に対して、「組織として責任をもって説明・対応できる体制」を整えてください。信頼関係の構築には、「最初の一步」が大切であり、こうした体制を早期に整えるとともに、下記の「対話の姿勢」を参考に早期にコミュニケーションをとることが推奨されます。

このことは、データセンター施設が特定の資産を切り離して保有運営される特別目的会社(SPC: Special Purpose Company)や特定のテナントの要望に合わせてオーダーメイドで設計・建築される形態(BTS: Built to Suit)であっても同様です。

■ 対話の姿勢

- 事業者からの一方的な報告ではなく、話し合い・相互理解の場であることを強く意識
- 専門用語を避け、分かりやすく説明
- ご質問には誠実かつ具体的に回答
- 近隣にお住まいの皆様の声に耳を傾け、否定せずに受け止める

■ データセンターの建築・運営に際して望ましい取り組み方（例）

■ 自治体との事前協議／ 地方公共団体等に対する地域の実情や必要な事項の確認

- 立地検討段階で自治体担当窓口へ、データセンター設置検討していることを連絡報告
- 法令／条例／ガイドライン等に基づく規制等について、自治体に必要な事項を確認
- 地域の実情を把握するために、データセンターの設置計画について周知や説明をすべき近隣にお住まいの皆様への範囲や、地域における環境に関する事項等について、自治体に対して助言や情報提供を求める

■ 近隣にお住まいの皆様への周知説明／ 近隣にお住まいの皆様との対話

- 立地検討段階で、適切な範囲の近隣にお住まいの皆様へデータセンターの新設計画を周知
- 近隣にお住まいの皆様から土地や周辺環境の状況や、計画に関する懸念事項の聴き取り
- 事業計画認定申請前の事業計画案や環境配慮の取り組み等の説明、意見・要望の聴き取り
- 事業計画案の説明等を通じて、近隣にお住まいの皆様から寄せられた意見に対する対策等についてお知らせ（回覧板やポスティング、再度の説明会等を実施）

2 地域説明時に留意すべき事項

データセンター建築運営にあたり、地域にお住まいの皆様との対話は、欠かすことのできない大切な取り組みのひとつです。データセンター事業者等は、住民参加の仕組みや情報公開の仕組みなどを踏まえて、近隣にお住まいの皆様への丁寧な対話を実践する必要があります。

■ 住民生活への影響と対策

電力消費量とその供給源

建物のデザイン等による地域の景観への影響

自然環境も含めた環境配慮への施策

排熱の影響や交通渋滞の発生の可能性

災害時の安全対策（停電・火災・地震など）

地球環境改善への貢献

省エネ方式や最新冷却設備等導入

環境アセスメントの評価

緊急時の緊急連絡体制の確立と周知

自治体や町内会との共同での防災訓練

■ 住民参加の仕組み

意見募集の方法

自治会など恒常的な連絡ルートの明確化

定期的な意見交換会/自治会役員との協議会の開催

■ 情報公開の仕組み

情報公開の徹底（資料配布、Web公開など）

必要に応じて第三者による環境評価の導入

評価結果の積極的な公開

データに基づく安全性等の説明

■ 地域社会への貢献

地域活動への参画/協力

地域コミュニティへの協力

地域啓発活動

● 環境教育/啓発活動：

地域の子どもたちを対象とした勉強会

● ICT教育：

地域のお子様やお年寄りを対象としたスマホ教室やITを利用した詐欺等への対策

教室等

■ 事業計画の説明

施設の規模、用途、運用開始時期

整備・運用に関わる企業の役割

長期的な地域への影響・地域経済への波及効果

固定資産税増収の効果の例

建築時の波及効果	飲食、宿泊等
運用時の波及効果	雇用（施設管理、警備、清掃等）、防犯への寄与

3 建築・運営における留意すべき事項

データセンターの建築・運営に際しては、さまざまな問題や課題が起こります。データセンターの近隣にお住まいの皆様への住民説明会を、法規等で定められた義務手続きとして形式的に実施するのではなく、今後、10年、20年とデータセンターを運営していく中で、地域の一員となっていくことを意識したコミュニケーションが大切です。

ここでは、データセンター建築時から運用までの、データセンター事業者等が留意すべき事項の例を記載します。

近隣住民に配慮し、以下のようなことが発生しないよう留意してください

■ データセンター建築時

- データセンター敷地周辺での長時間の駐停車
- 近隣の静穏に配慮しない早朝・深夜の搬入作業
- 非常用発電機の実負荷試験時に、近隣にお住まいの皆様への事前周知を怠ったことによる火災通報
- 住民への説明や対応にあたり、データセンター開発からデータセンター運用管理事業者等へ情報の引き継ぎが行われていない など

■ データセンター運用時

- データセンターへの機材搬入のための長時間の路上駐車
- 自治会への事前周知をしないで、非常用発電機の始動試験など大きな音の出る作業を実施
- 宅配の配達員等がデータセンターの場所が分からずに、近隣にお住いの皆様に「問い合わせ」をしてしまう など

3

近隣にお住いの皆様との関係で 特に留意すべき事項

ここでは、データセンターの建設にあたり開催する近隣にお住いの皆様への説明会で寄せられることので多いご疑問等の例と、データセンター事業者等が採るべき対話等の対応例について記述します。

データセンターの施設概要

近隣にお住いの皆様は「データセンターとはどのような設備なのか？」など、たいへん多くの不安や心配を抱えられることがあります。データセンター事業者等においては、分かりやすい言葉で丁寧に、データセンターの仕組みについて解説することが必要です。

データセンターは、たくさんのコンピューターを内包する設備です。コンピューターのための冷却設備や非常用発電機・無停電電源装置を備えインターネットに繋がり、24時間365日絶え間なく国民の皆様のデータを処理しています。

一般的な工場のように、たくさんの作業員の方が働く場所でもなく、出入りは車両も含めて限定的であり、館内でデータ処理を行う大量のコンピューターの動作環境のために「窓」なども極力少ない建物になっています。

データセンターは、国民の皆様の貴重なデータをお預かりしており、国民の皆様の安全と安心を守るための施設です。セキュリティ上の理由から、データセンターであることを公表しない場合も多いですが、近隣にお住いの皆様からはご懸念を抱かれることも少なくありません。

下記では、特徴的なご不安・ご疑問についていくつか例示・解説を記述します。

1 データセンターが周辺の気温に与える影響

データセンターでは、サーバーに冷たい空気をあてて熱を取り去ることでサーバー（コンピューター）を安定して動作させています。サーバーが安定して動作する温度は、米国暖房冷凍空調学会が世界標準として「25℃程度」と規定しており、吸い込んだ25℃程度の冷たい空気は、サーバーによって温められ35℃程度の熱として排出されます。

データセンターでは、ご家庭のエアコンと同じ原理を用いて冷たい空気を作り出しており、空調設備の置かれた環境が真夏の外気35℃の場合には、排気口温度は45-50℃程度になります。一般的に、データセンターからの排熱は排気口から数メートルの範囲で大気へ拡散されますが、データセンター事業者等は、熱源の配置の工夫など、周辺環境への影響の懸念を低減するような取り組みが必要です。

排熱に関する法令等は、人工排熱の削減を都市環境全体として位置づけるヒートアイランド対策ガイドライン、都市づくりガイドライン、都市ヒートアイランド対策が自治体から方針として示されている場合がありますので、データセンター事業者等は、これらのガイドライン等も参照する必要があります。

排熱に関するご疑問等の例

- 室外機等からの熱が隣接する建物に影響するのではないか
- 排熱が住宅や歩行者、子どもの通学路や公園などに当たるのではないか
- 排熱が滞留して、周辺地域の気温を上昇させるのではないか
- 高温の排気がベランダや窓付近に向かってくるのではないか
- 排熱の温度や排出量を事前に知りたい

2 データセンターの騒音

騒音規制法では、工場・事業場、建設作業から発生する著しい騒音を規制し、生活環境と健康を守ることを定めています。例えば準工業地域では、敷地境界線で夜間50dB以下となるよう定められています。また、近隣に学校施設や養護施設等がある場合は、より厳しい規制が課される場合があります。

騒音の発生源となりうる設備については、近隣にお住いの皆様や周辺環境に配慮し、配置等の工夫を行うなど、データセンター事業者等は十分な配慮を行う必要があります。

なお、低周波騒音などへの不安や心配事が寄せられることが多くあります。近隣住民の方に安心していただくため、丁寧な説明が必要な場合もあると考えられます。

騒音に関するご疑問等の例

- 室外機等から大きな音が常時発生するのではないか

3 地域の交通への影響

データセンター事業者等は、データセンターの建設中は他の建築物と同様に、交通状況に応じて警備員を置くなど十分な配慮を行う必要があります。

交通渋滞等に関するご疑問等の例

- 大型車等の工事車両が土日や早朝、夜間に通行してうるさいのではないか
- 工事車両が通学通勤時間帯(朝夕)に通学路付近を走行して、危険なのではないか
- 路上駐車や路上待機により、周辺環境が悪化するのではないか

4 景観や周辺の地価との関係

高層の構築物、という意味合いからは、マンション等でも景観などの環境への影響は同様と考えられますが、特にデータセンターの場合、データセンターは「窓がなく」「人の出入りが少ない」といった特徴があり、一般的な建物とは異なる印象として受け取られやすい場合があります。地域との調和の観点から、壁面緑化やデザイン上の配慮について望まれることもあります。

景観に関する法的な制約事例（京都府・精華町）

根拠となる条例：京都府「景観条例」「景観計画」

- 地域との共生事項
 - － 建物の高さ：周辺建物との調和、幹線道路からの「見え方」
 - － 建物の形状：「要塞型」「無開口面の連続」を回避
 - － 外壁色：高彩度色は避け、グレー系・マット系が推奨
 - － 屋上・外部設備：幹線道路等からの「見え方」（煙突等：建物との一体感）

景観等に関するご疑問等の例

- 目前に高層ビルがたつことで眺望が悪くなる

5 危険物や火災・漏油等のリスク

データセンターは、地震をはじめとする災害時においても、利用者の方々の大切なデータを失うことがあってはなりません。そのため、複数のデータセンター間でのバックアップなど、さまざまな対策が講じられています。しかしながら、こうした膨大なデータのバックアップには一定の時間を要します。このため、万が一の事態に備え、停電時にも安定した運用を確保するための設備として、非常用発電設備および48時間程度の稼働を補償する燃料の備蓄は不可欠です。

データセンターで使用される非常用発電機の燃料等は危険物として扱われる場合があり、その場合には消防法による管理が規定されます。建築基準法上においても、一定の数量を超える危険物を貯蔵する建築物については、耐火建築物等とすることと規定されています。

実例としては、データセンターでは通常のがソリンスタンドの10倍程度の貯油（中規模クラスのデータセンター：500kL／標準的なガソリンスタンド：50kL）を行っておりますが、消防法では非常に厳しく多重の安全対策が求められております。

データセンター事業者等としては、「データセンターはなぜ無停電でなければいけないのか」など、設備の背景を分かりやすい言葉で丁寧に解説することが必要です。また、「法令順守していれば安全」という観点ではなく、日々の運用等でも十分な配慮による安全確保が重要となります。

燃料保管等に関するご疑問等の例

- 非常用発電機の騒音等により生活環境に影響があるのではないかと
- 蓄電池設備等は危険なのではないかと
- 非常用発電機の燃料（軽油・重油、等）や数量が分からない
- 燃料備蓄の安全対策や、緊急対応計画が分からない

6 データセンター内の機器から発生する電磁波

データセンターでは、たくさんのコンピューターや電気設備が使われるため、近隣にお住まいの皆様から「電磁波」への不安や心配事が寄せられることが多くあります。データセンター事業者等においては、分かりやすい言葉で丁寧にデータセンターの仕組みについて解説することが必要です。

なお、データセンター内で運用されるコンピューター等から発生する電磁波については、様々な対策が施されております。

- 機器は「ラック」と呼ばれる金属製の棚に收容されており、接地等の効果により電磁波が減衰
 - 電磁波の発生原因とされるのは、「コンピューター」と「ケーブル」であり、
 - －ケーブルについては、シールドケーブルを使用することで大幅に減衰（40dB程度）
 - －コンピューターについては、製造元でEMI（Electromagnetic Interference）対策を実施
- このため、サーバールーム（コンピューターを稼働させている部屋）から発生・漏洩する電磁波は微量であり、かつ建屋自体でも減衰されるため、敷地外への影響は軽微です。

海外製コンピューターのEMI対策

- 機器全体としても下記の認定（規格）に適合
- 電磁波を最も発生するケーブル類については米国FCC/国内VCCIの規定値内
 - －米国規制 FCC規格／Part 15 Subject B
88-216MHz帯で43.5dB μ V/m以下（測定距離 10m）
 - －国内基準 VCCI Class A
30～230MHz帯で40dB μ V/m（測定距離 10m）

日本国製コンピューターのEMI対策：

- 上記の海外製コンピューターと同様に“FCC Part-15 Subject B/Class A”と“VCCI Class A”に適合

生活の中での電磁波（例）

- スマートフォン：140dB μ V/m
 - Wi-Fiルーター*：75～90dB μ V/m
 - ドライヤー*：30～45dB μ V/m
 - 電気シェーバー*：20～40dB μ V/m
- *10mの離隔をとった換算値
- ↑
↓

電磁波強い
電磁波弱い

電磁波に関するご疑問等の例

- 健康被害の可能性があるのではないか
- 自宅のWi-Fiが使いにくくなると聞いたが本当か
- テレビやラジオ、携帯電話への影響があるのではないか

7 データセンターによる水の消費が環境に与える影響

データセンターにおいては、コンピューターから発生する熱を除去するために、空調装置が必要であり、その冷却のために「水」を利用することがあります。

特に、米国で顕著ですが、渇水地区（アリゾナやテキサス等）では、水利用の制約から、データセンター自体の建設を中止する例も出てきています。

国内に目を向けると、米国のように「水の気化熱だけ」に頼った空調装置を利用する例は多くはありませんが、仮に30MW規模のITロード（コンピューターが消費する電力）のデータセンターと定義すると、日量700～1,500トンの水を消費する試算になります。

※米国事例では日量1,136トン（教育用プール2.9杯分）*

これらを一般的な地下水や工業用水のみで賄うことは困難であることから、最近の大規模データセンターでは、上記のような気化熱（水の蒸発）を利用したものから、空気を利用、またはそのハイブリッドでの冷却装置を使用する傾向にあります。

米国事例でも河川や降雨の多い地域では、「報告義務」はあるものの、本格的な規制には至っておりません。データセンター事業者等においては、こうした空調の仕組みについて分かりやすい言葉で近隣にお住いの皆様に説明するとともに、近隣地域の生活に影響を与えないように確認することが必要です。

* <https://forbesjapan.com/articles/detail/89432>

水の利用に関するご疑問等の例

- 地盤沈下を引き起こすのではないか
- 井戸水を利用しているが、干上がるのではないか
- 水道水の設備増強が間に合わず、飲料水に制約が出るのではないか

8 非常用発電機からの排煙（ばい煙・異臭）

データセンターに設置される非常用発電機は、停電などの非常時に備えた設備であり、平常時に常時稼働することはありません。定期点検時に試運転を行います。試運転は通常は月1回程度、昼間の1～数時間程度が一般的です。

しかし、稼働時には、黒煙（ばい煙）や異臭が発生することがあるため、排気口を高所に設置して排煙が地上に滞留しにくい構造にすることや、周辺住宅に排気が直接向かないよう向きや高さに配慮するなど、データセンター事業者等による適切な措置が必要となります。（個々の事例に応じて検討すべき事項であり、必要に応じて酸化触媒(DOC)の設置も検討が求められます。）

周辺の住環境への影響を低減するために、データセンター事業者等は、法令の基準を満たすだけでなく、周辺環境に配慮した対応を求められます。データセンター事業者等においては、環境配慮などを含めて、これら事項に留意するとともに、相談窓口設置および対策結果の共有、自治会への試運転等時の事前連絡など、十分な配慮を行うべきです。

なお、自治体によっては、下記に示すような条例を定めている場合もあります。

東京都：環境確保条例（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例）

- － 届出・管理義務有り
- － 設置・変更時の届出が必要
- － 排気口の位置や高さに関する指導
- － 周辺環境への影響配慮が必要

大阪府：生活環境の保全等に関する条例

- － 非常用発電機も届出対象
- － 管理基準・維持義務有り
- － 大気汚染防止法の「適用除外」を無条件では認めない運用とする場合有り

排煙等に関するご疑問等の例

- 排気口が住宅のそばにできるのではないか
- 排気筒から住宅地に煙が流れてくるのではないか
- 黒煙や臭気が発生するのではないか
- 非常用発電機の使用頻度や点検の周知方法がわからない

まとめ

データセンターは、一般的には周辺環境・地域への負荷が相対的に小さい施設ですが、自治体やデータセンター近隣にお住まいの皆様からはさまざまなご不安、ご懸念を寄せられていることも事実です。データセンター事業者等は、こうしたご懸念、ご質問を真摯に受けとめるとともに、各自治体とも協力しつつ、必要な場合には専門家のアドバイスなども参考にし、迅速かつ誠意をもって対応してください。

4

地域との共生に配慮した施策事例

地域との共生に配慮した各社の取り組み事例を以下に紹介します。

■ 外観の工夫・再生可能エネルギーの活用

- 周辺地域との調和を保つため、建物の色彩や壁面デザインを工夫
- 風車を設置し、発電した電力をデータセンターで消費する電力の一部に活用

壁面の緑化及び風車の設置

東京都：セコムトラストシステムズ提供



■ 災害対策の支援

- 自治会の災害対策用品を納める防災倉庫を利便性のよい敷地内に設置

敷地内に自治会の防災倉庫

東京都文京区：NTTドコモビジネス提供



■ 教育の支援

- 地域向けの取り組みとして、データセンターの見学ツアーや講義、小学生向けのプログラミング教育の支援を実施

見学ツアーと講義の様子

北海道石狩市：さくらインターネット提供



その他、敷地外周の監視カメラ映像を警察に提供する等により街の防犯に協力する事例などもあります。

5 今後に向けて

本ガイドラインは、データセンターと地域の共生のために参考となる取り組み・考え方を整理し、データセンター事業者等が、地域との共生の観点から、地域の実情や特性を踏まえた対話や取り組みを実践する際に遵守すべき事項と参考事例等として取りまとめました。

データセンターは各種法令や地域の条例を遵守して整備・運用される施設であることは当然ながら、地域や近隣にお住まいの皆様から理解が得られている施設であることが大前提であるとJDCCは考えています。地域や近隣にお住まいの皆様から十分な理解が得られていないデータセンターが増加していくことは、単に個々のデータセンターの建築・運営への影響に留まらず、環境・社会・ガバナンスの3つを重視するデータセンター利用企業の皆様の選択肢を狭める等、データセンター産業全体の成長の阻害要因となりかねないと危惧しています。データセンターはデジタル社会を支える重要な社会基盤であり、その健全な発展が損なわれることは我が国のデジタル基盤の強化や産業競争力の観点からも望ましいものではありません。こうした状況を招くことは、JDCCとしても看過できるものではないと考えています。

データセンター事業者等におかれましては、本ガイドラインを活用しつつ、近隣にお住まいの皆様からのご懸念等について、特定の取り組みをもって十分とする姿勢に留まるのではなく、常に「地域との共生」を意識した活動を進めることを強く求めます。

今回のガイドライン策定は、はじめての取り組みということで、試行的な部分も含まれています。本ガイドラインに記述された、近隣にお住いの皆様からのご不安・ご疑問の他にも、例えば、データセンターの建築・運営が地域のイメージに与える影響や大容量のリチウムイオン電池の設置、重油の貯蔵等、さまざまなご懸念があることと承知しております。引き続き関係者・有識者・国民の皆様からの意見にも耳を傾けつつ、必要に応じ、内容の見直しをJDCCでは継続していきます。


 参考

データセンターの整備・運用に関する 主要法令の概要

データセンターの整備・運用にあたっては、さまざまな法令が関係します。本節では、関連する法令のうち、特に主要なものの概要です。また、法令に加え、自治体が条例を定めている場合もあるため、併せて留意する必要があります。

関連法令	概要	摘要
建築基準法 (昭和25年法律第201号)	建築物の構造、設備、用途等に関して遵守すべき最低基準を定めており、国民の生命・財産等の保護を図り、公共の福祉の増進を目的とする法律です。	構築時： <ul style="list-style-type: none"> 各自治体が定めるまちづくりの方針や、立地・形状・規模等の制限への適合確認 開発許可、建築確認検査
都市計画法 (昭和43年法律第100号)	まちづくりのルールを定めた法律です。本法律に基づき、地方公共団体が地域の実情に応じて都市計画を定めます。	
消防法 (昭和23年法律第186号)	火災から人命や施設を守るために制定された法律です。	構築時（完成検査）： <ul style="list-style-type: none"> 技術基準への適合確認 使用開始前の安全確認 許可内容等との整合性確認 運用時： <ul style="list-style-type: none"> 資格者による消防用設備等の点検及びその報告 発電設備に供給する燃料や蓄電池設備の適切な管理
電気事業法 (昭和39年法律第170号)	電気事業に関する基本となる法律です。	構築時： <ul style="list-style-type: none"> 電気工作物の設置・変更工事に関する届出 保安に関する規制 主任技術者の選任 運用時： <ul style="list-style-type: none"> 電気設備や配線に対する技術基準への適合 電気工作物の電圧等に準じた電気主任技術者の選任 各DCで定めた保安規程に則った点検や測定の確実な実施


 参考

データセンターの整備・運用に関する 主要法令の概要（続き）

関連法令	概要	摘要
<p align="center">電気通信事業法 (昭和59年法律第86号)</p>	<p>電気通信事業に関する基本となる法律です。</p>	<p>構築時： 工事担任者による工事の実施又は監督</p> <p>運用時： 電気通信事業の登録又は届出</p> <p>※データセンター事業者等が自ら調達・構築した電気通信回線を自らの顧客に提供する場合等に適用されます。</p> <p>※電気通信事業者となった場合は「電気通信主任技術者の選任」「電気通信設備に対する技術基準への適合」など遵守すべき事項があります。</p> <p>※機器を電気通信回線設備に接続する際には、原則、工事担任者による工事又は監督が必要となります。</p>
<p align="center">エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (省エネ・非化石転換法) (昭和五十四年法律第四十九号)</p>	<p>一定規模以上のエネルギーを利用する事業者がエネルギーの使用状況等を定期的に報告し、省エネ化や非化石転換に関する取組の見直し、計画策定することが求められている法律です。</p>	<p>構築・運用時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの使用状況等についての定期報告 ・省エネや非化石転換等に関する取組の見直しや計画の策定等 <p>特にデータセンターは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PUE1.4以下達成（ベンチマーク制度の2030年度目標）、報告内容の一部公表、PUE1.3以下達成（2029年度以降の新設分のみ）、非化石電気使用目標策定等の対象。

参考 参考文献 等

- **ワット・ビット連携官民懇談会 取りまとめ1.0**
https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/watt_bit/pdf/20250612_1.pdf
- **米国暖房冷凍空調学会(ASHRAE) : TC 9.9 Reference Card(2021/2024)**
<https://www.ashrae.org/file%20library/technical%20resources/bookstore/supplemental%20files/therm-gdlns-5th-r-e-refcard.pdf>
- **一般財団法人 VCCI協会**
<https://www.vcci.jp/general/flow.html>
- **FCC規格 : 47 CFR Part15 – Radio Frequency Devices**
<https://www.ecfr.gov/current/title-47/chapter-I/subchapter-A/part-15>
- **その他電磁波関連**
<https://www.dell.com/en-us/lp/legal/emc-notices>
<https://www.fujitsu.com/es/services/business/it-consulting/technology-consulting/compliance/emc/approvals/index.html>
- **ディーゼル機関の排出ガス(J-STAGE論文)**
https://www.jstage.jst.go.jp/article/safety/27/6/27_373/_pdf/-char/ja
- **Energy performance of data centres**
https://energy.ec.europa.eu/topics/energy-efficiency/energy-efficiency-targets-directive-and-rules/energy-efficiency-directive/energy-performance-data-centres_en
- **都民の健康と安全を確保する環境に関する条例**
https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00001328.html
- **大阪府生活環境の保全等に関する条例**
https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000392.html
- **非常用発電機用煙突 計画・構築・保守運用ガイドブック(JDCC)／2026年6月完成予定**



データセンター地域共生ガイドライン

2026年5月 初版発行

編者 特定非営利活動法人日本データセンター協会
発行 特定非営利活動法人日本データセンター協会